

副首都推進局の職員の給与の取扱いに関する規程

制定 平28.3.31 人事給69

副首都推進局の職員の給与の取扱いに関する条例（平成28年大阪市条例第21号）の規定による
副首都推進局の職員の給与の額を算定する場合における、当該職員からの届出については、大阪
府職員に適用のある職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、規則その他の規程
の規定の例によるものとし、当該届出をもって大阪市長あてに届出があったものとみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。